時事新報

第千六百二十一號
明治二十年六月廿二日　水曜日
舊丁亥五月二日（戊午）
日出午前四時四十五分　日入午後七時十八分
月出午前二時二十四分　月入午後七時五十二分
滿潮午前六時四分　午後六時二十三分
（西暦一千八百八十七年）

時事新報定價
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ配達スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

開墾地鍬下年期の改正

日本は古來豐沃の地と稱すれども其耕作地は割合に少なくして之を歐洲各國に參照するに瑞典那威及び希臘の三國を除くの外、斯る未開墾の地あるを見ざる程なり即ち歐洲諸國中にて廣漠未開の名を得たる彼の露西亞國（但し歐洲露西亞領を指す）の耕作地は全國面積の二割二厘五毛を占むれども日本の耕作地は僅に其一割一分六厘六毛を占むるに過ぎず左れば今卒然に統計表上に現はるゝ所の數字を見れば日本の内地は到る所沃土の荒蕪に歸するものあるならんと思はるれども仔細に我國の地理を吟味すれば峯巒重疊全國に蟠まり國中山あらざる處なしと云はんよりも寧ろ山中國ありと云ふ可き程の國柄にして山隅水涯耕すべき土地は概ね之を耕し盡して山腹を開き池沼を埋め又海濱に堤して年月は間に勞力を費し辛うじて之を耕作地に變ずるもの即ち我國新地開墾の現況なり事情此くの如くにして新地開墾は其向きの人に取りて今日甚だ不利益なる由なれば爾後全國の野に遺利なきを期してますます開墾の業を奬勵せんとするには開墾者に對して非常の特典を與へて始めて成る可きこととなるに然るに明治十七年八月布達地租條例第十六條は開墾地は十五年以内の鍬下年期を許すことあり又其第十五條に開墾地は鍬下年期明の翌年分より更定地價に依り地租を徴收す可しとありて今新に海濱池沼を埋め或は山野を開拓し非常の勞費を拋つて不毛磽确を耕地に變ずる間もなく十五年を經過すれば地方廳は更に其地價を定めて忽ち之を有租地に編入するの法にして開墾者は新地開墾の利益に霑ふの暇なく自然其勇氣を沮喪するの勢ひなきに非ざれば爾後政府は開墾地の鍬下年期を改正して之を三十年乃至五十年と定め開墾者をして新地開墾の利益に霑ふの時日を延長せしむると今日の勸農事務中に於て最も急先の事ならんと信ずるなり

前陳の説を聞き人或は説を爲して我國開墾地の鍬下年期を三十年乃至五十年と定め開墾者をして新地開墾の利益に霑ふの時日を永ふせしむるときは我れ人共に新地開墾の利を慕ひ其極、利の薄き既墾耕作地を棄て置きて新たに開墾に從事する者を生じ一方の開墾地ますます廣まると同時に一方には耕作地は荒蕪に歸する者ますます增加す可しと云々とて窃かに心配するものもあらんかなれども畢竟無用の心配たるに過ぎざるのみ凡そ國の耕作地の廣狹は或る部分までは其國農民の多寡に比例するものにして農民は頭數年々增加する國柄にては之れに應じて其耕作地を增加することは勢ひの自然と申す可きなり然るに今我國の人口は年々歳々に其數を增し昨年九月出版の第五統計年鑑に據るに明治十二年には三千五百七十六萬八千五百八十四人なりしは同十八年には三千七百八十六萬八千九百八十七人と爲り凡そ此六年間に二百十萬四百三人の人口を加へ年々平均三十五萬六十七人餘を增加したる割合なり扨て我國の人口中農民は其幾割を占むるや未だ之を詳知するに由なけれども今試みに農民を以て國の人口の一半を占むるものありと假定すれば我國の農民一族は年々十七萬以上の人口を增加するの割合なるが如し蓋し我國の人口調査は此年來ますます精密を加ふるの趣ありてこれが爲めに幾分か統計表上の人口增加を助けたるの氣味あるやも知る可からざれども是等は誠に少々の數にして年々農民一族は十幾萬の人口を增すの割合なれば年々夫れ程の耕作力は從事する人を生ずと同時に此人々は爲めに耕作地を增さざる可きも亦必要の數なるが故に我國にては今後何程の新地開墾の便法を設けて之を奬勵することあるも耕地の廣まるに隨ひ農家の人口も亦ますます增加して新地開墾の利に走るが爲めに既墾の地を棄て置くが如き不都合を生ぜざるは我輩の萬々保證する所なり近來は全國各地追々養蠶業の利益を知るに附けて更に新地を開墾して桑苗を植附けんとする輩もあれども開墾地鍬下年期は短かきが爲めに前途は得失を掛念して窃に躊躇し居るものも多き由に聞けり此時に當り勸農の局に當る人々は農業の實際を觀察して鍬下年期を改正するの注意、甚だ大切の事なる可しと存ずるなり

官報

○大藏省訓令第四十五號　廳府縣へ　日本銀行

歳入歳出出納規則ニ據リ現金ヲ領收スヘキ任アル各廳若クハ戸長役場ニ於テ本月三十日迄ニ領收セシ十錢紙幣翌月ニ至リ金庫ヘ送納候ハ交換ヲ爲スニ及ハス其儘納入シ得ル儀ト心得ヘシ

明治二十年六月二十一日　大藏大臣伯爵松方正義

○内務省沿革概略　明治十五年ヨリ同十八年ニ至ル四年間（十四年マテハ内務省統計書上卷ニ詳記セリ）ニ係ル各局課ノ廢置分合等ヲ擧クレハ其概略左ノ如シ

十五年一月二十日統計課を置く○六月六日戸籍局中を分て戸籍、賞恤、編纂、庶務の四掛と爲す○七月一日石油試驗取調局及同月二十五日東京檢疫局を置く○九月十五日石油試驗取調局を閉つ○十一月十三日東京檢疫局を閉つ○十一月廿日登記法取調局を置く

十六年四月十一日會計局中を分て會計、出納、交給、用度、文書の五課と爲し同月十六日戸籍局主管皇居御造營に係る諸獻納の事務を宮内省に移す○五月五日東京、大阪、横濱の三司藥場を試驗所と改稱し同月十四日官報に揭載すべき文書の受付を圖書局の管理と爲し同月二十三日同局中に報告掛を置く○七月四日會計局中支給課を收支課と改め更に主計の一課を增置す○十二月二十四日社寺局に社務、寺務、庶務の三課を置く

十七年一月二十三日取調局、登記法取調局及往復課を廢し其事務を内局に移せり同日内局第一課中に往復掛を置く○三月二十一日和田倉門内に文庫及事務所を建築し之を千代田文庫と名け圖書局に屬せしむ同月廿二日圖書局主管の内政治、法律、風俗に關する著譯圖書等の檢閲事務を警保局に移す○四月十七日會計局の各課を改め庶務、檢査、主計、出納、用度の五課と爲す○八月四日内局別局を廢す○十月二日圖書局所管内務省年報報告編纂事務を内局第二課に移し同課中に報告掛を置く○十一月二十八日圖書局中飜譯課を廢し保存課を興し編纂課と改稱す

十八年一月二十二日警官練習所を設置し警保局の管理と爲す○二月二十日東京市區改正委員會を本省に開く○六月二十五日内局、圖書局、庶務局、監獄局及統計課を廢し總務局を置き總務、監獄の二局を新置し分課組織を一變す是を十五年一月以來の一大變革とす○九月七日檢疫事務取調委員を設く○十月八日東京市區改正委員會を閉つ○十二月一日檢疫事務取調委員を解く

（附）明治十五年以來（十四年までは内務省統計書上卷にあり）設置せしものは十五年六月十五日空知集治監、十六年三月三日三池集治監、十七年七月七日兵庫假留監、十八年九月二十一日釧路集治監の四監とす

○新聞紙解停　長崎縣に於て發行する鎭西日報第貳千五百九拾九號は治安に妨害ありと認め去る八日第貳千六百三號より發行停止の處同十五日より解停○島根縣に於ては山陰新聞去る四日發行停止の處同十日より解停せり

○東京府酒造税完納　東京府に於て二十年度第一期酒造税の完納せるを左表の如し

郡區名	徵税額	徵收額	完納月日
麴町區	一五〇●七三八	一五〇●七三八	四月四日
神田區	三、一四九●四七一	三、一四九●四七一	四月二十八日
日本橋區	四六五●九二〇	四六五●九二〇	四月二十九日
京橋區	二七四●七七五	二七四●七七五	四月十八日
芝區	二、〇五二●八二四	二、〇五二●八二四	四月十二日
麻布區	七一四●六四九	七一四●六四九	四月二十五日
赤坂區	一、〇〇三●八二二	一、〇〇三●八二二	四月二十五日
四谷區	二八八●五八〇	二八八●五八〇	四月十八日
牛込區	五二四●五九九	五二四●五九九	四月二十九日
小石川區	二五九●九六六	二五九●九六六	四月十八日
本郷區	七三六●四七三	七三六●四七三	四月十四日
下谷區	八五六●三一五	八五六●三一五	四月十五日
淺草區	一、〇九五●一八〇	一、〇九五●一八〇	四月十二日
本所區	一、〇二五●六一九	一、〇二五●六一九	四月二十七日
深川區	七三九●六三五	七三九●六三五	四月十三日
荏原郡	一、一八七●三三一	一、一八七●三三一	四月十八日
東多摩南豐島郡	四六一●四六三	四六一●四六三	四月十四日
北豐島郡	三七九●五〇五	三七九●五〇五	四月二十五日
南足立郡	四七八●八五五	三九四●四四三	五月十七日
南葛飾郡	八一七●五三七	八一七●五三七	四月二十日

（備考）南足立郡ノ徵收額ハ徵税額ニ對シ八十四圓四十一錢二厘ノ不足ノ官損額ヲ生セリ

○虎列剌患者　大坂府西成郡難波村に於て去る十六日頃發虎列剌患者一名あり○秋田縣仙北郡大曲西根村に於て去る十三日丈一人類似虎列剌に罹りたるに付き係官を派出せしめ消毒を[illegible]り其發病は暴飲飽食に起因す但し輕症にして目下治療中なり

○全國米穀産額統計　昨十九年全國米穀收穫高は總計三千七百九十万九千三百四十一石にして之を平年[illegible]に比すれば五十三万六千六百九十二石を增し又十八年の收穫に比すれば一百九十四万千百七十一石を增し即ち平年に對しては一分五厘前年に對すれば八分六厘を增加せり今全國平年收穫石高三千六百五十六万二千六百四十九石に對し昨十九年中增收又は減收ありし諸原因並に其石高を擧ぐれば左の如し

平年より增收石高 原因	石高
氣候本順	二、八二六、二九九石
旱燥地出來榮	一〇二、八六六
濕地出來榮	三九一、三六七
障害地出來榮	五九、八一一
培養適實	四一三、五九二
植地作付增	三〇二、九九九
不詳	一一三、六七一
合計	四、二二〇、六〇五

平年より減收石高 原因	石高
氣候不順	一、六三〇、六四七石
水損	一、八七六、四七五
風雨蟲害	一、七九五、六六三
稻熱病	二七五、〇五二
障害地出來劣	一、二三〇、三〇二
蟲病害	[illegible]
鳥獸害	[illegible]
事故あり出來劣	[illegible]
植地無作付減	[illegible]
不詳	[illegible]
合計	[illegible]

右增減差引すれば增五十三万六千六百九十二石にして即ち平年收穫高に對し一分五厘の增收あり又昨十九年全國總收穫石高を稻の種類によりて區別すれば早六八五〇、五一五石、中一四、五八四、九七六石、晩一二、五二三、四八七石、糯米二、九七〇、三〇四石、陸米一七〇、〇五九石、計三七、九〇九、三四一石あり又之を府縣別にすれば左の如し但し靜岡岩手鹿兒島の三縣は未だ報告あらざるを以て暫く前年の分を揭く

府縣名	產額	府縣名	產額
東京	[illegible]	秋田	[illegible]
京都	[illegible]	福井	[illegible]
大坂	[illegible]	石川	[illegible]
神奈川	[illegible]	富山	[illegible]
兵庫	[illegible]	鳥取	[illegible]
長崎	[illegible]	島根	[illegible]
新潟	[illegible]	岡山	[illegible]
埼玉	[illegible]	廣島	[illegible]
群馬	[illegible]	山口	[illegible]
千葉	[illegible]	和歌山	[illegible]
茨城	[illegible]	德島	[illegible]
栃木	[illegible]	愛媛	[illegible]
三重	[illegible]	高知	[illegible]
愛知	[illegible]	福岡	[illegible]
山梨	[illegible]	大分	[illegible]
滋賀	[illegible]	佐賀	[illegible]
岐阜	[illegible]	熊本	[illegible]
長野	[illegible]	宮崎	[illegible]
福島	[illegible]	北海道	[illegible]
宮城	[illegible]	靜岡	[illegible]
青森	[illegible]	岩手	[illegible]
山形	[illegible]	鹿兒島	[illegible]

（以上本年六月廿一日官報）

雜報

○上海通信　六月九日發

茶況　清國の輸出貿易は茶葉より大なるはなし政府の歳入民間の活計實に之れに倚頼する所最も多しとぞ然るに今年は茶商人の勢ひ殊の外衰頽不振にて產茶は通